

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

香川県基幹系情報システム（情報共有システム・電子納品保管管理システム）設計・開発及び保守業務（以下「本業務」という。） 1式

(2) 調達案件の特質等

入札説明書及び仕様書等（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 委託期間

契約締結日から平成28年3月31日まで

(4) 入札方法

入札者は、入札書及び入札金額積算内訳書（以下「入札書等」という。）を提出すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿において、A級に格付けされている者であること。なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、香川県総務部総務事務集中課に競争入札参加資格審査の申請を行い、平成20年12月12日までにA級格付けを得ること。

(3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(5) 県が平成18年度に契約した「香川県情報システム再構築支援業務」の受託者（その再委託先を含む。）又はその関連事業者（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社並びに同一の親会社をもつ会社をいう。以下同じ。）ではないこと。

- (6) 県が平成19年度に契約した「香川県情報システム再構築支援業務」の受託者（その再委託先を含む。）又はその関連事業者ではないこと。
 - (7) 県が平成19年度若しくは平成20年度に契約した「CIO（最高情報統括責任者）補佐業務」の受託者又はその関連事業者ではないこと。
 - (8) 本公告の日又は平成20年12月12日から過去5年以内に、国（独立行政法人及び公社を含む。）、地方公共団体又は民間企業等と、情報システムの設計又は開発業務の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。
 - (9) 情報システムの設計又は開発業務に従事した経験を有する技術者を本業務に配置できることを証明した者であること。
- 3 入札説明書等の交付等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約の内容を示す場所及び契約を担当する部署
郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号
香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ
電話番号 087-832-3142 FAX 087-834-1542
なお、入札説明書等の交付を希望する者は、香川県基幹系情報システム（情報共有システム・電子納品保管管理システム）設計・開発及び保守業務入札説明書等交付申請書を提出すること。
 - (2) 入札説明書等を交付する日時
平成20年11月11日から平成20年12月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）
- 4 入札者に要求される事項
- (1) 入札に参加を希望する者は、2の(8)及び(9)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成20年12月12日午後5時までに3の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、入札に参加を希望する者の負担において完全な説明をしなければならない。
 - (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行い、紙入札方式による入札参加を希望する者は当該書類とともに入札参加資格確認申請書を提出することとする。
 - (3) 提出された書類を審査した結果、本業務を受託することができる者と認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- 5 入札書等の提出場所等
- (1) 入札書等の提出
 - ア 電子入札システムによる場合
 - (ア) 提出期限 平成20年12月24日午後1時
 - (イ) 提出方法 電子入札システムによる。
 - イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）
 - (ア) 提出日時 平成20年12月24日午後1時から2時まで
 - (イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室
 - ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）
 - (ア) 受領期限 平成20年12月22日午後5時
 - (イ) 送付先 3の(1)の場所
 - (ウ) 郵便の場合は書留とし、信書便の場合は書留に準ずる方法に限る。

エ 入札書等のすべての書類がそろっていない場合は失格とする。

(2) 開札

ア 日時 平成20年12月24日午後2時

イ 場所 香川県政策部情報政策課。ただし、紙入札方式による入札者がある場合は香川県庁北館3階入札室

6 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 規則第152条各号に該当する場合は免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

(4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災、電子入札システムの不具合その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(5) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵送等により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

また、落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる。

(6) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(7) 問い合わせ先

郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部情報政策課 システム最適化推進グループ

電話番号 087-832-3142

(8) その他 詳細は、入札説明書等による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: The design, development and maintenance for Kagawa Prefecture Main Information System (Information sharing system, Electronic delivery safekeeping management system), 1 set

(2) Date, Time of bidding: 2:00 p.m., December 24, 2008

(3) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

1:00 p.m., December 24, 2008 (by registered mail: 5:00 p.m., December 22, 2008)

- (4) Contact point for the notice: Information Policy Division, Policy Planning Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570. TEL087-832-3142
- (5) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.